

令和7年大阪府公告（令和7年2月13日）にかかる入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）
大阪市総務局行政部総務課
電話 06-6208-7415 電子メール ba0002@city.osaka.lg.jp

2 入札に付する事項

- (1) 公告日 令和7年2月13日（木）
- (2) 役務の名称
令和7年度バックオフィスDX人事給与関連事務検討支援等業務委託（以下「本件」という。）
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 本市指定場所
- (5) 本件入札は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項並びに同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項に基づく総合評価一般競争入札を適用する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件の全てを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置（以下「停止措置」という。）を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置（以下「除外措置」という。）を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10情報処理 01情報処理 01システム企画・開発」又は「13その他代行 17各種施策研究・調査 01各種施策研究・調査」で登録していること。

なお、本市の入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請を令和7年3月17日（月）までに担当部局（1に同じ。以下同じ。）に行えば、契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループで当該審査を行う。資格審査申請の詳細については担当部局に問い合わせること。

4 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問合せ先
本市総務局ホームページ上及び担当部局
- (2) 交付方法

公告の日から令和7年3月17日（月）まで、無償により交付する。

ただし、担当部局において交付を受ける場合は、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）とする。

(3) 交付資料

本市の許可を得ることなく無断で使用することは認めない。

- ・ 入札説明書（本書）
- ・ 入札説明書別紙（別紙1～6）
- ・ 仕様書（資料1）
- ・ 業務委託契約書（資料2）
- ・ 提案書作成要領（資料3）
- ・ 落札者決定基準（資料4）

5 入札参加申請

入札への参加を希望する者は、「入札参加資格審査申請書」（別紙1）を提出すること。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。また、提出された審査資料の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

(1) 受付場所

担当部局

(2) 受付期間

公告の日から令和7年3月17日（月）までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

なお、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第25条第2項に規定する郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による提出の場合は、書留郵便等送付の記録が残る方法により必着のこと。

6 仕様書に係る質問事項の受付及び回答

(1) 質問方法

担当部局あて「質問票」（別紙2）に記載し、電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は「令和7年度バックオフィスDX人事給与関連事務検討支援等業務委託に係る質問票」とすること。また、電子メール送信後、受信確認のため、送信後必ず担当部局へ電話での確認連絡を行うこと。

(2) 質問受付期間

公告の日から令和7年2月28日（金）午後5時30分までの間とする。なお、締切り以降の質問については受け付けない。

(3) 回答方法・期間

令和7年3月12日（水）から令和7年6月6日（金）まで、質問の有無にかかわらず、大阪市総務局ホームページの公告本文内に掲載する。

7 入札参加資格審査等

(1) 入札参加資格審査及び通知

入札参加資格審査申請書の提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和7年3月25日（火）付けで通知する。なお、入札参加資格を認めない申請者には、理由を付して通知する。

(2) 入札書等の交付

入札参加資格を認めた申請者には、入札参加資格結果通知時に入札書等を交付する。

(3) 入札参加資格を認めない申請者に対する理由の説明

入札参加を認められなかった申請者は、本市に対してその理由について説明を求めることができる。説明を求める場合には、令和7年3月31日（月）午後5時30分までに「入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書」（別紙3）を担当部局へ提出しなければならない。郵便等による提出の場合は、同日時までに書留郵便等送付の記録が残る方法により必着のこと。回答については、令和7年4月9日（水）までに書面で回答する。

8 関係文書の提供

入札参加資格を認められた者のうち、希望者にのみ貸与する。

(1) 受付期間

令和7年3月25日（火）から令和7年4月11日（金）までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 提供方法

担当部局あて「関連文書提供依頼書」（別紙4）を提出すること。郵便等による提出の場合は、必着のこと。

9 入札執行の日時等

本入札は総合評価一般競争入札により行うため、次のとおり入札書及び提案書類を提出すること。

(1) 入札執行の日時 令和7年4月14日（月）午前10時30分

(2) 入札執行の場所

大阪市役所本庁舎 会議室

（詳細は、入札参加資格審査結果通知に記載する。）

ただし、郵便等による入札の場合は、担当部局あて令和7年4月11日（金）午後5時30分までに、書留郵便等送付の記録が残る方法により必着のこと。

なお、この場合は二重封筒を用い、外封筒に入札案件名称を明記するとともに「入札書在中」と朱書きの上、担当部局あて親展とすること。また、内封筒として「入札書」及び「提案書類」の2種類を作成し、各封筒に「入札日」、「入札案件名称」を記載すること。

(3) 入札の辞退

入札書提出後の辞退は、原則として認めない。

入札書提出前に辞退する場合は、入札執行日時までに、「入札辞退届」(別紙5)を担当部局あて提出すること。

10 提案書類に関する事項

「提案書作成要領」(資料3)による。

11 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要

12 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- (1) 契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 同一入札において、他の入札参加者の代理人を兼ね又は2者以上の代理人として入札したときはその全部の入札
- (3) 本市が交付した入札書を用いないでした入札
- (4) 入札参加資格審査申請書又は提出資料に虚偽の記載をした入札
- (5) 落札決定までの間に停止措置を受けた者又は除外措置を受けた者がした入札
- (6) 再入札の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定に当たっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するため、提案内容の評価である「技術評価点」に入札価格の評価である「価格評価点」を加算する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において有効な入札があった者のうち、「技術評価点」と「価格評価点」の合計点である「総合評価点」の最も高い者を落札者とする。

なお、技術の評価に当たっては、公平性及び客観性を確保するため、学識経験者の意見を聴くものとする。

- (2) 落札者決定基準

「落札者決定基準」(資料4)による。

- (3) 落札者の公表等

大阪市ホームページにおいて公表するものとする。また、入札の結果については、各入札参加者あて令和7年5月下旬に書面により通知する。

14 その他

- (1) この入札は、地方自治法、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）及び契約規則に定めるところにより、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく「誓約書」（別紙6）を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。また、当該誓約書を提出しなかった落札者又は契約の相手方は、停止措置を行う。
- (4) 落札決定後、契約締結までに落札者が除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (6) 契約の締結は、令和7年度予算が発効した日以降とする。